

受動喫煙防止条例の改正について（要請）

望まない受動喫煙の防止を目的として昨年7月に公布された改正健康増進法は、規制対象が既存の小規模飲食店の約45%にとどまるため、その実効性が危ぶまれています。首都圏においては、東京都が約84%を規制の対象とする条例を制定し、千葉市も改正法より厳しい基準を設けています。

そのような中で、神奈川県は2010年に国や他の都道府県に先んじて県内統一の受動喫煙防止条例を制定したパイオニアとしての経験を有していることから、その実績を生かして実効性の高い受動喫煙防止対策を推進していくことが必要です。

また、2019年にはラグビーワールドカップ大会、2020年にはオリンピック・パラリンピック大会の開催を控え、今後、訪日外国人のさらなる増加が見込まれるなか、住民や事業者はもとより、訪日外国人にも分かりやすい内容とする必要があるため、受動喫煙防止対策の規制については近隣自治体間で統一するような広域的な取組が不可欠です。

川崎市医師会においても、十四大都市医師会で連携し、完全な受動喫煙防止が達成できるよう力を入れており、望まない受動喫煙の防止を図るため、より実効性の高い規制を広域的に進めることが必要であると考えます。

これらを踏まえて、以下のとおり要請します。

1 実効性の高い基準の条例に改正すること

これまで神奈川県が国内の受動喫煙防止対策を先導してきた実績と、黒岩知事が率先して未病の取組を国際的視野に立って進めていることを踏まえ、一人でも多くの望まない受動喫煙の防止を図る改正健康増進法の目的を達成するために、東京都や千葉市並みの実効性の高い基準の条例に改正することを要請します。

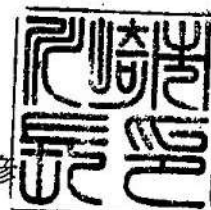
2 広域的な統一性のある条例に改正すること

人口が密集し県域市域を越える人の動きや社会・経済活動が盛んな首都圏の特性を踏まえ、そして、圏内の各地が会場となる2020年のオリンピック・パラリンピック開催などを目前に控えていることに鑑み、地域ごとに規制内容が異なることによる分かりにくさや訪日外国人等の混乱を防ぐため、広域的に統一された基準の条例に改正することを要請します。

平成31年1月31日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

川崎市長 福田 紀彦



川崎市医師会 会長 高橋 章



2019年3月14日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様



受動喫煙防止対策を求める要請書

U.A.ゼンセン総合サービス部門フードサービス部会は、外食産業の労働組合で構成しており、働く現場における受動喫煙の問題についてかねてより懸念を抱え、その対策に取り組んできております。

顧客に相對しながらサービスの提供を行う外食産業などの現場においては、その取り組みが極めて遅れている状況にあり、U.A.ゼンセンの調査（2017年8月）では、食事を提供する場（従事する店舗）において、働く者の受動喫煙が全体の約6割に上る状況です。

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が2018年8月成立しましたが、資本金5,000万円以下で客席面積100㎡以下の個人または中小企業の既存飲食店等で、標識の掲示により喫煙可とする経過措置を設けました。こうした経過措置のため、厚生労働省によると全国の飲食店のうち同法による規制の対象となるのは約45%に留まるとされており、飲食店などで働く従業員の職業的な健康被害対策（受動喫煙対策）が十分であるとは言えません。

このような状況を踏まえ、働く立場からの意見・提言として、公正かつ実効性のある受動喫煙対策を実施していただくよう以下2点について要請します。

- 県民全体の健康確保・増進と労働者保護のため、飲食店による受動喫煙対策は、従業員を1人でも雇っている飲食店は原則全面禁煙とする。
- 実効性のある受動喫煙対策の推進のため条例・規則等を改正し、予算等を確保する。

（別紙）外食産業における受動喫煙に関するアンケート（概要）



以上



UAゼンセン 総合サービス部門

外食産業における受動喫煙に関するアンケート(概要)

UAゼンセン総合サービス部門フードサービス部会では、外食産業の働く現場における受動喫煙の問題についてかねてより懸念を抱え、その対策に取り組んでいます。

今回、実際現場で起こっている状況を把握するために、外食産業に働く者3000名を対象に「店舗における受動喫煙の有無」や「食事を提供する場における全面禁煙の是非」などについてアンケート調査を実施致しました。

【質問①】 従事する店舗において、お客様の喫煙による受動喫煙はありますか？

	人	%
A. 受動喫煙がある	1304	63%
B. 受動喫煙はない	772	37%

【質問②】 労働組合は、上部団体(UAゼンセン)とともに、所属するフードサービス部会が中心となり、現場の皆さんの受動喫煙を防ぐために「食事を提供する場においては原則全面禁煙」(ただし喫煙専用室の設置は認める)とする政策を掲げています。この考え方についてお聞かせください。

A. 賛成	1456	70%
B. 反対	299	14%
C. わからない	321	15%

【質問③】 厚生労働省は、2020年の東京オリンピックに向け現在受動喫煙対策の強化として飲食店などにおける間仕切りなどの「空間分煙」は認めず、「屋内禁煙」(ただし喫煙専用室の設置は認める)とする考え方を示しています。この考え方についてお聞かせください。

A. 賛成	1431	69%
B. 反対	323	16%
C. わからない	323	16%

【質問④】 質問③にある厚生労働省の受動喫煙対策に対して、(自民党内などの)反対意見もあり、小型店・個人店や小規模事業者を規制対象から外すことも検討されています。私たち労働組合は、飲食店同士の公平な競争を行う観点から、例外なく受動喫煙対策の対象とすべきと考えています。皆さんの考えをお聞かせください。

A. 小型店・個人店や小規模事業者なども例外なく対象とすべき	1405	69%
B. 小型店・個人店や小規模事業者などは対象から外すべき	583	29%

【質問⑤】 あなたはどのような業態で働いていますか。

A. ファミレス	1009	49%
B. 居酒屋	395	19%
C. ファストフード(麺類・丼もの含む)	370	18%
D. 他	294	14%

【質問⑥】 あなたのお仕事についてお聞かせください。

A. 接客担当	626	30%
B. 調理担当	360	17%
C. 接客・調理ともに担当	858	41%
D. その他担当	233	11%

【質問⑦】 あなたの雇用区分についてお聞かせください。

A. 正社員	770	37%
B. アルバイト・パートタイマー	1254	60%
C. 契約社員(嘱託含む)	52	3%

【質問⑧】 あなたの年齢についてお聞かせください。

A. 20歳未満	150	7%
B. 20代	475	23%
C. 30代	586	28%
D. 40代	532	26%
E. 50代	254	12%
F. 60歳以上	80	4%

1. 実施期間: 2017年8月1日～8月31日
2. 対象者数: 3,000名
3. 対象事業者(企業数)
フードサービス産業に関わる31社
4. 対象事業所数: 約600力所
5. 有効回収数: 2,076件
6. 回収率: 69.2%

本件に関するお問い合わせ先

UAゼンセン総合サービス部門

担当: 扇谷浩彰(副事務局長)/高奥邦英(執行委員)

住所: 東京都千代田区九段南4-8-16 Tel: 03-3288-3736 FAX: 03-3288-3728